

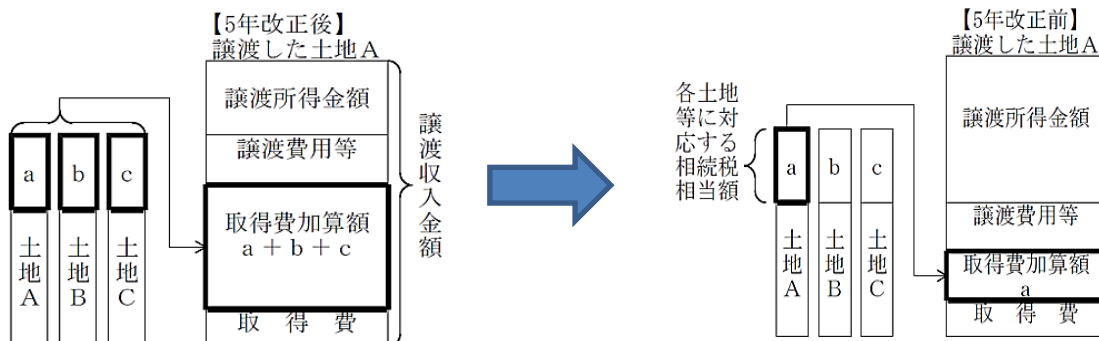
プラスワン通信

<相続税増税に次いで特例も？>

相続税を支払う為に不動産を売却して、相続税を納税するケースがあります。現在は、相続税を支払う為に売却した土地の譲渡税を軽減できる特例がありますが、その特例が改正されるかも知れないといったニュースをお知らせ致します。

相続税の取得費加算について会計検査院が意見

取得費加算とは相続開始日から3年10か月までに、相続した土地を売却した場合は、その売却した際の譲渡税の計算に、**相続した土地等に対する相続税額を取得費に加算**することができるというもので、この特例を使って譲渡税を支払わずに済むケースがありました。その特例を見直してはどうかと平成24年10月に会計検査院が意見を出しています。



上記の図のとおり平成5年以降は、相続した全ての土地に対する相続税を取得費として加算できた為、**譲渡税がゼロにできるケース**も有りましたが、以前の特例に戻すと譲渡税を一部軽減はできますが、譲渡税をゼロにすることはできません。

会計検査院の意見は増税ではなく、特例を見直してはどうかという事なのですが、地主さんに聞いたところ「支払う税金が増えるという事は結局増税でしょ！」との御意見でした。

収益率の低い土地に財産が集中している人はご注意

相続税を支払う為に土地を売り、その譲渡税が増えると更に売る土地が増えることになります。財産を減らさないようにする為には自分で自分の身を守るしかありません。

土地の面積を広く持つことなく、収益(賃料など)が高く、相続税評価は逆に低い財産に組み替えるなどの工夫が必要ではないでしょうか？

株式会社プラスワン

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階

TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

TEL: 03-3255-2305

Mail: info@kkplus1.com